

審 査 基 準

平成 29 年 6 月 21 日作成

| |
|---|
| 法 令 名 : 道路交通法 |
| 根 拠 条 項 : 第 77 条第 1 項 |
| 処 分 の 概 要 : 道路の使用の許可 |
| 原 権 者 (委 任 先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。) |
| 法 令 の 定 め : 道路交通法第 77 条第 2 項 (許可要件) 、同第 77 条第 3 項 (条件の付加) 、同 78 条 (許 可の手続) 道路交通法施行規則第 10 条 (道路使用許可証の様式等) |
| 審 査 基 準 : 別紙参照 |
| 標 準 処 理 期 間 : 別紙参照 |
| 申 請 先 : 警察署、高速道路交通警察隊 |
| 問 合 せ 先 : 同 上 |
| 備 考 : |

別紙

審査基準

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可することができる。

1 「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」とは、特別な交通規制を実施しなくても次のすべての基準を満たし、道路交通の安全と円滑が確保される場合をいう。

- (1) 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。
- (2) 交通需要に見合った交通容量が確保できていること。
- (3) 信号機、道路標識その他交通安全施設等の効用を阻害すること等により道路交通の安全と円滑に支障を生じないこと。

2 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき

法第77条第3項の規定により付した条件を遵守すれば、上記1のすべての基準を満たす場合をいう。

3 現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

上記1又は2の条件を満たさないが、下記の(1)又は(2)のいずれかに該当し、さらに(3)に掲げる基準のすべてを満たす場合に許可することがやむを得ないと認められるときをいう。

- (1) 「公益法上の必要性が認められる場合」とは次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準ずる者（電気、ガス、水道の公共事業者等）がその活動として行うものであること。
 - イ 国家的規模で又は地域全体で行われるものであって、国民若しくは地域住民の総意により若しくは賛同を得て行われるものであること。
 - ウ 基本的人権その他の重要な国民の権利の行使として行われるものであること。
- (2) 「社会慣習上の必要性が認められる場合」とは、類似の行為が許可対象行為として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されている場合をいうものとする。

(3) やむを得ないと認める基準

ア 道路外で実施する等許可対象行為でない形態・方法により実施することができない場合であって、道路を使用する場所的・時間的範囲等が交通に与える影響の観点から最少限度に設定されていること。

イ (1)又は(2)により認められる公益上又は社会慣習上の必要性が交通の妨害となる程度を考慮して不許可とする必要性を上回るものであること。

ウ 交通の危険を生じさせるおそれがないこと。

エ 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。

オ 交通の安全及び円滑を確保すること等のため、迂回路の設定や交通規制の実施等

の特別の措置を必要とする場合にあっては、事前に当該措置を実施するために必要な準備が講じられていること。

標準処理期間

7日以内（行政庁の休日は含まれない。）

なお、法第78条第2項の規定に基づき、道路の管理者を経由して提出された申請については、上記日数に道路の管理者が当該申請を処理するために要する日数を加えたものを標準処理期間とする。

ただし、以下(1)～(5)の条件のいずれかに該当する道路使用許可を必要とする行為（以下「要許可行為」という。）の申請に係る処理に関しては当該標準処理期間は適用されない。

- (1) 法第79条に基づき、道路の管理者との協議が必要なもの。
- (2) 他に調整を行う必要のある要許可行為があるもの。
- (3) 交通規制の実施、変更等を行う必要があるもの。
- (4) 二以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの。
- (5) 一般交通への妨害性が顕著であるため、許可に際して特に慎重に検討する必要があるもの。